

経常建設共同企業体による入札参加資格審査申請について

平成31年3月

平成31年度に京都府が発注する建設工事（土木一式）に係る経常建設共同企業体の入札参加資格の審査を以下のとおり実施しますので、該当する方は必要書類を提出してください。

京都府経常建設共同企業体制度の概要

- (1) 経常建設共同企業体制度は、中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力の強化が可能となることを目的としています。
運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で、各構成員は建設工事の請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものです。
- (2) 今回、経常建設共同企業体として登録する土木一式工事については、入札参加資格有効期間中は、原則として経常建設共同企業体の構成員としての単独指名は行いません。
また、一般競争入札において構成員が単独で参加することはできません。
- (3) 特定建設工事共同企業体への参加は、構成員がそれぞれ単体として参加することはできませんが、経常建設共同企業体が構成員として参加することはできません。

入札参加資格申請の要件

- (1) 共同企業体の要件
 - ア 構成員の数は、原則として2又は3社とします。
 - イ 共同企業体は、自主結成とします。
 - ウ 構成員のうち最小の出資者の出資比率は、均等割の10分の3以上とします。
 - エ 構成員の組合せは、原則として同一等級、直近等級又は直近2等級に属する者の組合せとします。
 - オ 代表者は、構成員において決定された者とします。
- (2) 共同企業体の構成員が満たす要件
すべての構成員は、京都府内に主たる営業所を有する者で、土木一式工事について、次の各号のすべてに該当する者でなければなりません。
 - ア 営業年数が1年以上あること。
 - イ 京都府の平成31年度建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
 - オ 京都府に登録される他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

入札参加資格審査申請書の作成及び受付

- (1) 受付日時 平成31年4月4日(木)から平成31年4月17日(水)まで
(午前9時から午後5時まで。閉庁日及び正午から午後1時を除く。)
- (2) 受付場所 代表者の主たる営業所の所在地を所管する土木事務所総務契約室

(3) 提出書類

- ア 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書…………… (別記第1号様式)
- イ 経常建設共同企業体協定書の写し…………… (別記第2号様式)
- ウ 経常建設共同企業体年間委任状…………… (別記第3号様式)

(4) 提出部数 各2部 (大きさはA4版とし、部数は正本1部、写し1部とします。)

なお、受付の証明となるものが必要な方は別途用意してください。

(5) その他 入札参加申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられません。なお、入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした場合は、当該共同企業体を認定しません。また、構成員に対して指名停止措置を行うことがありますので注意してください。

審査結果の通知及び認定資格の有効期間など

(1) 申請いただいた共同企業体については、審査の上、結果(等級及び総合点等を含む)を通知します。なお、経常建設共同企業体の等級及び総合点等については、京都府ホームページで公開するとともに、府庁の府政情報センター及び各広域振興局の府政情報コーナーにおいて閲覧に供します。

(2) 認定資格の有効期間は共同企業体の認定日から平成32年3月31日までです。ただし、構成員全員が、平成31年10月31日までに、平成30年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知を受けた場合、平成32年度京都府建設工事競争入札参加資格審査結果を通知した日まで有効とします。

なお、構成員が土木一式工事について、単体として建設工事競争入札参加資格を失った場合には、有効期間内であっても資格を失うこととなります。また、有効期間中、構成員の経営事項審査数値に変動があった場合でも、共同企業体の資格審査の結果は変更しません。

(3) 構成員が指名停止措置を受けた場合には、共同企業体全体を指名停止とします。ただし、指名停止が長期間に及ぶ場合は、当該共同企業体を解散し、他の構成員は、新たな構成員の補充の有無にかかわらず共同企業体を再結成することができます。

工事施工時の注意点

認定を受けた経常建設共同企業体は、工事施工時に別紙「経常建設共同企業体の工事施工時の注意点について」の記載事項を遵守すること。

(問い合わせ先)	京都土木事務所	総務契約室	075 (701) 0101
	乙訓土木事務所	総務契約室	075 (931) 2155
	山城北土木事務所	総務契約室	0774 (62) 0047
	山城南土木事務所	総務契約室	0774 (72) 1151
	南丹土木事務所	総務契約室	0771 (62) 0025
	中丹東土木事務所	総務契約室	0773 (42) 1020
	中丹西土木事務所	総務契約室	0773 (22) 5115
	丹後土木事務所	総務契約室	0772 (22) 3244
	建設交通部	指導検査課	075 (414) 5225

別紙

経常建設共同企業体の工事施工時の注意点について

経常建設共同企業体が京都府の工事を施工する際には、下記の対応が必要となりますので、ご注意ください。

記

1 技術者の配置について

- (1) 現場代理人等通知書（様式2）には、共同施工体制を確保するため、全ての構成員から監理技術者又は主任技術者を記載すること。
- (2) 現場に配置する技術者は、構成員のうちいずれかから1名以上の主任技術者を配置すること。この場合、工事实績情報システム（CORINS）への登録はこの技術者のみとする。
- (3) 請負額が3,500万円以上の場合、建設業法に基づき(2)の主任技術者を専任で配置すること。
- (4) 下請総額が4,000万円以上となる場合、建設業法に基づき(2)の主任技術者に代えて監理技術者を専任で配置すること。

2 共同施工計画書の提出について

共同企業体としての施工体制を確保するため、工事着手前に施工計画書の提出と併せて「共同施工計画書」（様式4）を提出すること。

(記載例)

様式-2

現場代理人等(変更)通知書

平成△△年○月○日

(発注機関の長) 様

△△△経常建設共同企業体
代表者 □□建設株式会社
代表取締役 ○○○○ 印

平成△△年○月○日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書10条の規定により現場代理人等を下記のとおり定めた~~変更~~ので、別紙経歴書を添えて通知します。

工 事 名	府道○○線道路新設改良工事		
工 事 番 号	南丹□□第△△△号の○の○		
工 事 場 所	南丹市園部町大字○○○小字□□□ 地内		

記

	新				印
	ふりがな 氏 名	生年月日	監 理 技 術 者 資格者証番号	資 格 区 分 資格番号	
現場代理人	たなかいちろう 田中 一郎	昭和○年 ○月○日	第00000000000号	一級土木施工管理技士 C000000000	□□建設機
主任技術者 (現場配置)	たなかいちろう 田中 一郎	昭和○年 ○月○日	第00000000000号	一級土木施工管理技士 C000000000	□□建設機
主任技術者	すずき じろう 鈴木 二郎	昭和○年 ○月○日		二級土木施工管理技士 C000000000	△△工業機
専門技術者	なかむらさぶろう 中村 三郎	昭和○年 ○月○日		一級土木施工管理技士 C000000000	△△工業機

(注) 1. 適定の場合は「(変更)」、「(変更した)」及び「旧」欄を実線で消し、変更の場合は、「()」及び「定めた」を実線で消すこと。
2. 主任技術者、監理技術者のいずれかを実線で消すこと。
3. 資格区分は、当該工事に必要な資格で、技術者が保有している資格を記入すること。
4. 資格番号は、資格区分で記入した資格の資格番号(合格証明書番号、免許登録番号、認定書番号等)を記入し、証明書等の写しを添付すること。
5. 監理技術者の場合、監理技術者資格者証の写しを添付すること。

様式-4

共同施工計画書

平成△△年○月○日

(発注機関の長) 様

△△△経常建設共同企業体
代表者 □□建設株式会社
代表取締役 ○○○○ 印

平成△△年○月○日付けで請負契約を締結した次の工事について、下記のとおり共同施工を行います。

工 事 名	南丹□□第△△△号の○の○ 府道○○線道路新設改良工事		
工 事 場 所	南丹市園部町大字○○○小字□□□ 地内		

記

構成員名	□□建設機	△△工業機		
労務計画	技 術 者 △人× □日 労 務 員 △人× □日 事務員 △人× □日 運 転 員 △人× □日 その他 △人× □日	技 術 者 △人× □日 労 務 員 △人× □日 事務員 △人× □日 運 転 員 △人× □日 その他 △人× □日		
主要資材等 調達計画 (新規調達は 記入しない)	仮設足場 1式	山土 △△m ³ 砕石 □□m ³		
主要機械等 配置計画 (リース機械は 記入しない)	バックホウ0.6 □台 ブルドーザ21t □台	ダンブトラック4t △台		
そ の 他				

經常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

共同企業体の名称

住 所
代表者 商号又は名称
代表者氏名 ⑩

住 所
構成員 商号又は名称
代表者氏名 ⑩

住 所
構成員 商号又は名称
代表者氏名 ⑩

この度、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、〇〇建設株式会社代表取締役
〇〇〇 を代表者とする 〇〇經常建設共同企業体 を結成し、京都府発注に係る土木一式工
事の入札に参加したいので、別添書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。また、この
申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

なお、建設業の許可事項等については、次のとおりです。

商号又は名称	許可番号	許可年月日

<添付書類>

經常建設共同企業体協定書の写し

<連絡先>

会社名

氏名

電話番号

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇郡〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。（3ヶ月以上を記入願います）↑
2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

京都府〇〇郡〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
京都府〇〇郡〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
京都府〇〇郡〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定す

る割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

經常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

京都府発注に係る下記工事については、〇〇經常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 工事の名称 土木一式工事
- 2 出資の割合
〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇經常建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役

○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社 代表取締役

○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社 代表取締役

○ ○ ○ ○ 印

経常建設共同企業体年間委任状

平成 年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

共同企業体の名称

住 所
構成員 商号又は名称
代表者氏名 ⑩

住 所
構成員 商号又は名称
代表者氏名 ⑩

下記の者を代理人と定め、平成31年5月1日から平成32年3月31日の間、京都府が発注する工事に係る次の権限を委任します。

(委任事項)

- 1 工事の入札に関する権限
- 2 入札保証金の納付及び受領に関する権限
- 3 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 4 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限
- 5 工事の入札に関して復代理人を選任する権限

記

(代理人)

共同企業体の名称

住 所
代表者 商号又は名称
代表者氏名 ⑩